

会議の開催結果について

- 1 会議名 令和2年度第1回上尾市地域包括ケアシステム
推進協議会
- 2 会議日時 令和2年8月21日(金)
午後1時30分から午後3時まで
- 3 開催場所 Web会議
- 4 会議の議題
 - (1) コロナ禍における在宅医療・介護連携事業について
 - (2) コロナ禍における介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業について
 - (3) コロナ禍における介護予防・日常生活支援総合事業一般介護予防事業について
 - (4) コロナ禍における新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮した通いの場等の地域の取組を実施するためのガイドラインについて
- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴者数 0名
- 8 問い合わせ先 高齢介護課地域支援担当
(担当課) 048-775-4954 (直通)

会 議 録

会議の名称	令和2年度第1回上尾市地域包括ケアシステム推進協議会	
開催日時	令和2年8月21日(金)午後1時30分から午後3時00分まで	
開催場所	Web会議	
議長(委員長・会長)氏名	古谷野 亘	
出席者(委員)氏名	西村 昌雄、榎本 昌己、村橋 憲、山田 直子、高山 亮平、 前園 徹、伊藤 まつ江、添田 慎子、小坂 高洋	
欠席者(委員)氏名	永野 昇一郎、久津見 英子、尾上 道雄	
事務局(庶務担当)	石川健康福祉部長、畑健康福祉部次長、堀田高齢介護課長、関田主幹、 田中主幹、甲斐谷主任保健師、武山主任、栗林主事 在宅連携支援センター民部田氏	
会 議 事 項	1 議 題	2 会議結果
	(1) コロナ禍における在宅医療・介護連携事業について (2) コロナ禍における介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業について (3) コロナ禍における介護予防・日常生活支援総合事業一般介護予防事業について (4) コロナ禍における新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮した通いの場等の地域の取組を実施するためのガイドラインについて	「議事の経過」のとおり
議 事 の 経 過	別紙のとおり	傍聴者数 0名
会 議 資 料	① 令和2年度第1回上尾市包括ケアシステム推進協議会次第 ② コロナ禍における在宅医療・介護連携事業について(資料1) ③ コロナ禍における介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業について(資料2) ④ コロナ禍における介護予防・日常生活支援総合事業一般介護予防事業について(資料3) ⑤ コロナ禍における新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮した通いの場等の地域の取組を実施するためのガイドラインについて(資料4)	
議事のでん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。 <div style="margin-left: 40px;"> 2 年 9 月 9 日 議長(委員長・会長)の署名 <u>古谷野 亘</u> 議長に代わる者の署名 _____ (議長が欠けたときのみ) </div>		

議事の経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
	(1) コロナ禍における在宅医療・介護連携事業について
古谷野委員長	初めに議題の1、コロナ禍における在宅医療・介護連携事業について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (民部田)	ー上尾市医師会在宅医療連携支援センター民部田氏から説明ー
古谷野委員長	今の説明について、ご質問またはご意見のある方はおられるか。
高山委員	PCR検査を希望される方は多いのか。
事務局 (民部田)	希望される方は多いが、実際には一度確認した上での検査になるので、そこから検査に繋がらないというケースもある。7月、8月と検査件数が増えている。上尾市のホームページでは市内感染例が66人という発表になっており、やはり徐々に増えてきているのかなというような感じがしている。
高山委員	コロナについては他のケアマネジャーも含めて、やはり感染対策に関してかなり意識は高いと感じている。高齢介護課でも、柔軟な対応を取っていただいて、かなりケアマネジャーとしてはありがたいかたちで、活動させていただいている。在宅医療と介護連携のためのアプリであるMCS（メディカルケアステーション）について質問だが、登録者26名というのは、事業所単位なのか。
事務局 (民部田)	人数である。
高山委員	これは始まったばかりなので少ないが、今後の目標の人数はあるか。
事務局 (民部田)	MCSは、在宅で医療介護を行っている人のための情報共有のツールなので医療介護を行っている人全員に入っていたきたいと考えている。
	(2) コロナ禍における介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業について
古谷野委員長	次に議題の2、コロナ禍における介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業について、事務局から説明をお願いします。
事務局	ー事務局から説明ー
古谷野委員長	ご質問またはご意見のある方はおられるか。 やはりかなり事業実施ができなくなっている状況と思われるがいかがか。
事務局	感染のリスクと介護予防を天秤にかけて悩んでいるが、なかなかやりづらい状況になっている。

古谷野委員長	それは理解できるが、全国的にそのような状況になっており、介護予防の観点からすると、行えないのはあまり良い状況ではないと思われる。前園委員から何かご意見はあるか。
前園委員	今、市と社会福祉協議会とも検討していて、このままの状況では良くないということで、今年度は、体操のやり方を示したチラシ等を作って、それを配布して自宅でやってもらうとか、そのようなところから徐々に始めていこうということになっている。
古谷野委員長	やはり市民団体の事業というのはなかなかスタートしづらいだろうと思う。そのような意味では、専門職を中心とするところからスタートするというのが良い線かと思うが、いかがか。
前園委員	リハビリテーション連絡協議会でも、色々な対策をとりながら進めていきたいということで話し合いをしている。
古谷野委員長	高齢介護課では特に何か具体的な方策をお持ちか。
事務局	アッピー元気体操のテレビ放映や、リハビリテーション関係団体との協働事業を考えていて、リハ職と一緒に動いて動くということを検討している。
高山委員	サービスBについて、住民主体への支援というところに関しては、住民への周知だとか、呼びかけというのは、どの程度、進んでいるか。
事務局	サービスBについては、住民に、「秋頃までは延期をしていただきたい」という話をさせていただいている。また、7月から、コロナの感染が大分増えてきているので、今の状況だと再開はできないと考えており、様子を見ながらということにしている。
古谷野委員長	やはり住民、利用者もいずれも感染が怖い状況なので、スタートするときのために必要なガイドラインのようなものは用意されているのか。
事務局	ガイドラインの作成は、6月30日に行ったが、まだ公表には至っていない。
伊藤委員	サービスBと合わせて社会福祉協議会では、地域のサービスを立ち上げており、それとサービスBと合わせて地域の助け合いがあって選べるのはとても良いと思うが、地域の人でも混乱が起きているようなところがある。活動は中止しており、訪問は控えるようにしているが、実際には、本当に困っている。例えば庭の草木の手入れや、訪問往診の先生が入るための車を入れるスペースの草が多くどうしようもないという人、エアコン・テレビの故障で電気屋に来て欲しい、一人暮らしで1人では心細いから誰かが来て欲しいとか、そういうような要望があり、対応せざるをえないようなことはやっている。
古谷野委員長	活動を自粛せざるをえないという面と、しかしそれでは、利用者さんの生活が回らないという面と両方ある。何か柔軟にやっていく方法は取れないものか。高齢介護課で把握していることはあるか。

事務局	先日、社会福祉協議会の支部長会議に出席したところ、社会福祉協議会としても通いの場についての開催は難しいということを理解していて、支部長を集めて、通わない形であっても、見守りや繋がりが保てる方法がないかということで、早急に検討している状況。おおむね年度内に新しい生活様式での繋がりを持つ方式を考えるということで今進めているとのこと。
古谷野委員長	ただそれだと伊藤委員のお話だと間に合わない。
伊藤委員	見守り訪問を社会福祉協議会でやっているが、訪問は今ストップしていて、代わりに地区のコーディネーターが電話訪問をしている。見守り訪問のもう一つのサービスに、30分以内でできるようなサービスがあるが、訪問していないのでそれができていない。それを当てにしている人はいる。そういうところで、間に入るコーディネーターは困っている。
古谷野委員長	訪問を自粛するという必要がある一方、それを必要としている方がおられるのも事実。通所は無理でも訪問の方は少しずつ、いろんな措置をとりながら、段階的に進めていくことはできないか。
西村委員	この事業は要支援者を対象にしているかと思うが、私たちは必要な人に介護を提供している。コロナがあろうがなかろうが関係ない。必要な利用者には提供すべきだと思うので、市は要支援者に対しても積極的にサービスを提供していくべきだと思う。市の態度が、分からない。やはり、サービスを受けたいという人もいると思うが、提供したくない人もいて、市はそれを傍観しているだけというかたちで来ていると思うが、要支援者と要介護者にどういう対処をすべきかを明確にして欲しい。
古谷野委員長	高齢介護課、いかがか。
事務局	ご指摘があったように、実態として明確に「訪問をしてほしい」といった意思表示はしていない。訪問サービス事業者はサービスを継続しなければいけないであろうということで、引き続き訪問はされているようである。市としてそこを事業者もしくは、例えば民生委員とかに訪問をお願いすべきかどうかというところは非常に悩んでいるところだが、今現在では、感染リスクある中で強制はできないであろうというスタンスでいる。ただ、皆様がおっしゃられたように、そのままでいいのかという話についてはやはり課題として考えており、日々、内部でも検討しているという状況。
西村委員	要介護者には今までと同じように医療介護のサービスを提供している。要介護者に対して市はどのようにとらえているのか。感染の恐れがあるからちょっと控えてもいいと考えているのか、或いは、感染リスクがあろうがなかろうが、受けるべきサービスは提供すべきだと考えているか。利用者にも影響しないようにとご説明するのかどうか。基本的に要支援者と要介護者で介護事業の提供に関して、差を設けるべきじゃないと考えている。

事務局	<p>要介護者について、医療介護関係者が対応していただいていることについては、市としても非常にありがたく思っているし、それをぜひ続けていただきたいと考えている。要支援の人についても、見合わせをお願いしているのは、総合事業のサービスB等の事業として実施しているもので、それについても、具体的にその実施者から意見を求められたときに、極力自粛の方向でという回答している状況。介護事業者の対応については、継続をお願いしているところ。</p>
西村委員	<p>基本的に要支援でも要介護でも、サービスが必要な人には、提供する義務があると思う。事業者もその辺は理解していて、コロナが怖いのは怖いけども、要介護者については今まで問題なくやっている。要支援者の人にも、必要な人には必要なサービスを提供すべきと市は本来言うべきかと思う。市として基本的な姿勢を持って欲しい。</p>
古谷野委員長	<p>要介護者であっても要支援者であっても、介護サービスであれ、介護予防サービスであれ、必要な人はやはり必要。怖いから少し控えようという要介護者や要支援者の中にはおられるかもしれないが、そうではなくて、必要だという人については、基本的にサービスを提供し続けていかないといけないというのが、西村先生のご指摘だと思う。やはり、市としては、すでに総合事業にしても、指定等をして実施しているわけだから、可能な限りそれが続けられるように支援していかないといけない。だから、なるべく自粛してくださいというお答えをしているというお話だったが、それは見方によっては逃げているわけで、必要とする人には必要なサービスについて気をつけながらやってくださいと本来言うべきかと思うが、どうか。</p>
事務局	<p>まず、要介護と要支援者で線引きはしていない。市の事業として、アッピー元気体操などの住民だけで実施している事業については、感染のリスクなどを考えると、事業者とは違って感染対策を万全にできる状況ではなく、マスク等に関しても、市から全部配布できるわけでもないの、様々な環境整備について考慮すると実施は難しいので、住民主体の活動については、自治会長宛に再開見合わせの通知を出させていただいている。第2波ということで、感染者数がまだ増えている状況において、市の判断として、増え続けている間は、住民主体の取り組みについては、極力自粛という形を取らざるをえないだろうという考え。そうは言っても地域の中には、地域のボランティアの取り組みの中で、支援を必要とされている人がいるというのも現実だし、地域包括支援センターでも、支援が必要であるという人は、実際に地域包括支援センターに相談があるという話もあり、介護保険の認定申請をしたいという新規の人も増えていると聞いている。そのため、伊藤委員の話にもあったように、本当に必要な人に関しては、やはりサービスは継続すべきだと市も考えているので、全面的に否定しているわけではなく、進めるべきではないという判断はしてない。</p>
古谷野委員長	<p>住民主体の活動というか、事業については、非常に微妙なところがあって、こうしてやってくださいとも言えないし、自粛すると困る部分もある、というのが現実だと思う。伊藤委員さん、西村先生がご指摘のように、必要な人は必要だから、何か工夫をして、必要なサービスが提供され続けるようにしていかないといけない。そうなるこそ初めて地域包括ケアが動くということだと思う。</p>

事務局	<p>そのできる方法をということで、訪問ができなければ電話だとか、インターホン越しだとか、できることからやっていくということでの取り組みの検討については進めていきたいと思っている。全く何もやらないというわけではなく、前向きに考えていきたいと考えている。</p> <p>(3) コロナ禍における介護予防・日常生活支援総合事業一般介護予防事業について</p>
古谷野委員長	<p>続いて議題の3の一般介護予防について事務局から説明をお願いします。</p> <p>－事務局から説明－</p>
古谷野委員長	<p>ご質問またはご意見のある方はおられるか。</p>
伊藤委員	<p>アッピー元気体操は、スタート当初は要支援の人は対象ではなかった。現在は、要支援者は対象になっていると思うが、今体操を休んでいるので、通所の介護予防サービスを利用することはできるか。</p>
事務局	<p>地域包括支援センターによるケアマネジメントで必要とされれば通常の通所のサービスも利用可能。</p>
伊藤委員	<p>体操に参加していた要支援の人で、今休んでいるので、通所型のサービスに切り換えている人は、多いか。</p>
事務局	<p>それは把握をしていないので、今後、把握に努める。</p>
古谷野委員長	<p>体操をテレビで放映をしているということだが、やはり集まってやることの良さは大きいと思う。それは認知症の予防にも介護予防にも当然大きく作用するだろうと思うが、ただ一方で、感染も怖いというのがあったときに、どの辺を着地点にするか、何でもそうだと思うが、そこが今、問われている。高齢介護課で落としどころはあるか。</p>
事務局	<p>その答えはまだ見つかっていない。現在協働のまちづくり推進事業として、市内で新しいかたちで集まる体制に代わるものについて、検討を始めたところ。</p>
古谷野委員長	<p>感染の状況も日々変わってきていて、今第2波のピークに当たっているのだろうと思う。そういう中で、1年くらいの間を、可能な限り日常の暮らしあるいは介護、介護予防対策を作っていないといけないというところ。非常に難しい。日本中どこでも困っている話だとは思いますが、是非、介護予防や認知症予防等、両立させるような方法をお考えいただきたいと思う。</p>
高山委員	<p>アッピー元気体操は要介護の認定を受けていない人ということになっているが、要支援者は、今参加できているということでもいいか。</p>
事務局	<p>参加できている。</p>
高山委員	<p>以前、参加できるとかできないとかの話を受けたことがあったので確認したかった。そこは改善しているようで良かった。</p>

前園委員	<p>アッピー元気体操はパート2までできていて、それは要支援者や事業対象者には少し難しいということで、パート3を計画していると聞いた。それについて、どうなっているか。</p>
事務局	<p>アッピー元気体操のパート3については、外でできる体操だとか、椅子を使わずできる体操をということで、検討する必要があるかと考えていたが、まずできるところからということで、今あるアッピー元気体操パート1、2について、活用するのが先かと考えている。リハ職の皆様にもご協力をいただいて、自宅でできる体操なども、今後、周知啓発に努めたいと考えている。</p>
	<p>(4) コロナ禍における新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮した通いの場等の地域の取組を実施するためのガイドラインについて</p>
古谷野委員長	<p>次に議題の4、コロナ禍における新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮した通いの場等の地域の取組を実施するためのガイドラインについて、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>－事務局から説明－</p>
伊藤委員	<p>サービスBではないが、地域のサロンの主催者が非常に悩んでいて、もう随分、皆さんが集まらなくなってから日が経つ。それで、例えばこんな方法でやったらどうだろうかと話があり、集まるということではなくて、いつもやっているサロンの日に時間をずらしながら、ボランティアが公民館で待っていて、外に出る機会という意味で、参加者が自分の都合のいい時間帯に合わせて、公民館に来て、お土産にマスクをあげて、元気で頑張ろうっていうことぐらいはどうかという話が出ているが、そういうことについてはいかがか。</p>
事務局	<p>市としても、そのような考えで実施していただきたいと考えている。先ほど申したようにやはり地域の方々は、やっていいのか悪いのかという質問を市にしてくる。今までやったものをもう1回やりたい、皆で集まってやりたいという話をしてくるが、今、伊藤委員がおっしゃったようなやり方もあるのではないかとということで、新しい方法をぜひ考えていただきたいと説明させていただいている。先日の社会福祉協議会の支部長会議で話した際にも、医療関係や介護関係の人が大変な状況で、そちらの人にできるだけ負担をかけないように、感染者を出さない方法を考えて欲しいと話したところ、支部社協は支部ごとに、モデルケースになるような、直接集まらなくても、それぞれの顔が見える関係を保てるような方法を考えていこうということで話が進んでいる状況なので、先ほどの伊藤委員の意見をぜひ、地域で広めていただきたいと考えている。</p>
伊藤委員	<p>相談された方にそのようにお伝えしたいと思う。</p>
古谷野委員長	<p>原則やめてくださいではないだろうと思う。ただ、以前と全く同じようにやってくださいではなく、感染拡大を防止できるような工夫、このガイドラインの遵守を含めて、そういう工夫を可能な限りしながらやってくださいというのが、本来の落としどころではないかと思うがいかがか。</p>

事務局	<p>今、委員長がおっしゃったように、市としても、通いの場をやらないでくださいというのは言えない。法律にも条例にもなく、市が中止を強制する権限はないので再開を希望する主催者にお話させていただいているのは、今委員長からお話いただいたようにガイドラインを参考にして、感染が広がらない方法を考えていただければということ。</p> <p>また、再開にあたっては、上尾市としても弁護士といろいろ相談をしている。市民が主体となって実施しているサービスBやサロンを再開した時に、もし感染者が出て、お亡くなりになった方が出た場合については、主催者は、過失があるとして被告になる可能性があるとのこと。仮に本人が、リスクについて了解して参加したとしても、この状況下で、サロンを開催するというのはいずれだけのリスクがあるということを知って開催しなければいけないということであり、その点については、大変厳しい言い方だが市民からご相談があったときには、ご説明させていただいている。ただ、話が矛盾しているが、やはり、皆さんが繋がりを持つということは、介護予防の観点でも非常に重要なことなので、そこをクリアしながら、実施したいというところについてはご協力をさせていただき姿勢で考えている。</p>
古谷野委員長	<p>ボランティア保険に類するものは考えられないか。リスクはある。だが、むしろ積極的にリスクを取って、やっていただきたいということもあると思う。それならば、市としてどうバックアップや補償ができるかを考えるべきではないかと思うが、いかがか。</p>
事務局	<p>リスクをいかに減らすかという視点も必要だと考えており、ボランティア保険でどこまでカバーできるのかは確認してみたいと思う。</p>
伊藤委員	<p>サロンをやっているところは、全部かどうかかわからないがボランティア保険の中の行事保険には入っている。それも同じように検討していただければと思う。</p>
事務局	<p>弁護士と相談した時に、この状況下で、イベントを開催することのリスクというのは、大きな過失に当たる場合があるということでもあったので、それも踏まえて補償対象になるかどうかなども調べてみたいと思う。</p>
古谷野委員長	<p>サロンを開くこと自体が、過失になるとはちょっと考えにくい。ただそこで、適切だと考えられる措置を取らずに、無造作にやっていたらこれは過失と言われる可能性が高いと思うが、例えば、ガイドラインに則って、十分な措置をしながら行っているということは、その目的の効果と比較した上で、重大な過失とまではならないだろうと思う。ただ、重大な過失と見なされると例えば民事上の責任を問われる可能性は出てくるわけだが、重大な過失でなくするための方法を、むしろ市で教えてあげたらいいと思うがいかがか。</p>
事務局	<p>そのような視点で今一度、内部で検討したい。</p>
古谷野委員長	<p>このガイドラインの中身についてはまた改めて読ませていただきたい。この間いただいてから、かなり厳しく書いてあるなという印象を持ったが、改めてもう1回見たいと思う。</p> <p>他に意見が無ければ4番目の議事も終わりにし、その他について事務局から願います。</p>

事務局	このガイドラインについては、まだ自治会、市民団体には公開していないものなので、皆様のお手元のみでお使いいただきたい。
古谷野委員長	できるだけ早く公開できるように、ぜひご検討いただきたいと思う。市、市民団体の方も自治会の方たちも、何をどうやっていくか、困っていると思うので、市がむしろ積極的に後押ししていただけるようになると良いと思う。次の協議会はいつ頃開催か。
事務局	例年 11 月か 12 月ごろに実施している。
古谷野委員長	やはりオンライン会議は、少し不自由に感じる。私自身は、県境を跨いで動かないで済むというのは楽だが、やっぱり不自由な感じは否めない。他に全体意見がなければ、議事を終了する。

以上